

## 監査報告書

平成18年5月25日

学校法人 東邦大学  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 東邦大学

監事 郡丸信 印

監事 向辺明子 印

私たち監事は、私立学校法第37条第3項および学校法人東邦大学寄附行為第15条の定めに基づき、平成17年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）における学校法人東邦大学の財産の状況および理事の業務執行の監査を行った結果、次のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法

- (1) 財産の状況については、会計監査人（あずさ監査法人）から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の結果につき直接説明を受け、かつ、同会計監査人と連携し計算書類等の正確性につき検討を加えました。
- (2) 理事の業務執行の状況については、理事会および評議員会に出席して業務の報告を聴取したほか、必要に応じて理事等に直接説明を求め、報告を聴取し、かつ関係書類の閲覧など必要と認められる方法を実施し、理事の業務執行の妥当性を検討しました。

### 2. 監査の結果

- (1) 資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表および財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法令および寄附行為に従い、学校法人東邦大学の収支状況および財産状況を正しく示していると認めます。
- (2) 理事の業務執行に関しては、不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上